週刊 日本共産党
市議会報告

2011年12月5日　第1193号
【発行】
日本共産党浦安市議団
市役所内控え室（議会棟1階）
☎&FAX　(350)1243

子育ても老後も安心
住み続けたい浦安を

市議会議員
元木美奈子
入船4-37-14
☎355-8526
minamotonton@jcom.home.ne.jp

市議会議員
美勢　麻里
北栄2-3-16-203
☎354-9269
m5mise@jcom.home.ne.jp

介護保険　要支援者の保険外し「総合事業」は導入しないで！

来年四月から施行される改定介護保険法では、「介護予防・日常生活支援総合事業」（以下、「総合事業」）という「要支援者の保険給付外し」の仕組みが持ち込まれました。

日本共産党は９月議会で「総合事業」はサービス低下につながりかねず、拙速に導入すべきではないと主張し、市の考えを質しました。

「総合事業」って？

現在は、要支援１・２と認定されても、介護保険でヘルパーやディサービスを利用できます。ところが「総合事業」が導入されると、自治体は保険給付のサービスを利用させず、「総合事業」のサービスに移し替えることが出来るようになります。

「総合事業」は保険給付ではなく、財源は保険給付の３％と制限された「地域支援事業」となることからサービス水準の保障がありません。ディサービスの代わりに公民館での通所サービスになったり、ホームヘルパーの訪問ではなく、シルバー人材センターからの派遣になったりすることになりかねません。

要支援の人は介護保険サービスか、「総合事業」のサービスかを自由に選べるわけではなく、「判断・決定」は地域包括支援センター側にあります。また自治体は、利用に「一人暮らし」「所得段階」「資産要件」などの条件を付し、選別が可能であることも厚労省は示しています。

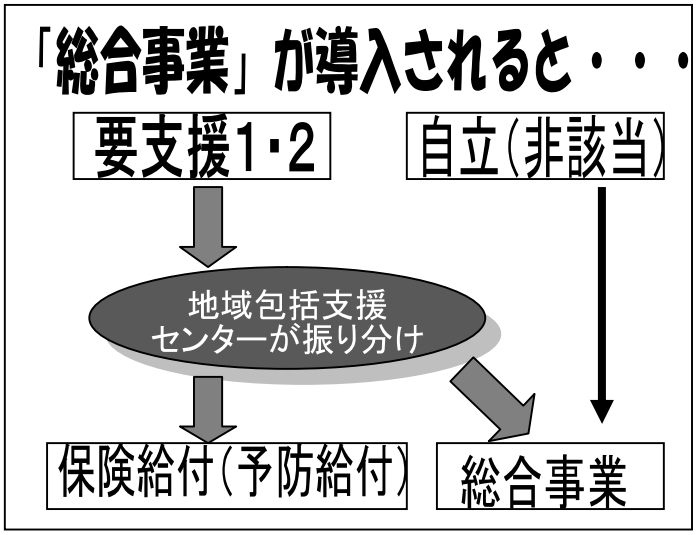

導入するかどうかは自治体の判断

「総合事業」を導入するかどうかは、市町村の裁量で決められます。

市は日本共産党の質問に答えて「近隣市や国の動向を注視していきたい」などと答え、今後について明確な方針を明らかにしませんでした。

配食や見守りなどのメニューが増えるわけでもありません。浦安市は現在、地域支援事業や一般施策で多くの事業を実施していて、「総合事業」を導入しなくてもメニューを増やすことは可能です。従来の介護予防サービスの改善・充実こそ必要です。

陳情 陳情権無視の不当な扱い

採否を決することなく配布に止める

12月議会に出された2件の陳情は、11月21日開催の議会運営委員会で、採否を決することなく議員への文書配布とすることが日本共産党を除く賛成多数で決定しました。

長期包括責任委託 入札改善を求める陳情

12月議会に出された陳情のうち、「廃棄物処理施設長期包括責任委託事業の入札のあり方および古紙の取り扱い方法の改善に関する陳情」は、思想信条の違いをこえて審査すべき緊急を要する課題です。

陳情は「浦安市資源事業組合」の副理事長から提出されたもので、陳情内容の一つは、ゴミ処理施設の「長期包括責任委託」に関する入札のあり方について、改善をしてほしいという訴えです。

入札前に参加予定企業が現受託業者へ接触

浦安市はクリーンセンターの稼動開始以来、収集、焼却、再資源化などについて、それぞれを別々の業者に委託してきました。

市はこれを10年から20年の長期にわたり、運転管理、設備運営、消耗品調達など、パッケージ化して発注し委託すると共に、リスクについても受託事業者に負わせるという「長期包括責任委託」方式への変更を表明していました。市は焼却施設、再資源化施設、し尿処理施設、不燃・粗大ゴミ処理施設の4施設を包括的に委託すること、10年間で10％のコスト削減が見込めることなどを明らかにしてきました。

陳情者は、入札前で受託企業が決定していないにもかかわらず、入札参加予定の業者から、下請けとなるか、もしくは従業員として雇用してもらうかを決定するよう催促されていることなどについて、「法的、道義的に疑念を感じる」「入札前に入札参加企業と現在業務を行っている企業が接点をもつことの当否」「入札が執行されれば当組合の仕事がなくなる」と訴えています。

陳情者は古紙回収について「ステーション回収（分別し、積載）を実施することによって、コスト削減につながると提案しています。

陳情も請願と同じ扱いを

議会運営員会では各委員に陳情の取り扱いをどうするのか諮ることになっています。ところが平成17年4月に「議会運営委員会は内容を審査し、ときには配布だけとなる場合もある」などとすることを全員協議会で多数決で決定しました。この決定以来、浦安市議会に提出された陳情の多くが審査採決なしで議員配布となっています。

また陳情は持参されたのか郵送で届けられたのか、陳情者は市民か、それとも市外者かどうかなども問題視され、①市内外に関わらず持参する、②やむを得ず郵送する時は理由を聞く、③提出者にはできたら傍聴をお願いする、などとすることを提出の条件としました。

これらは陳情提出に様々な制約を付して、その権利を狭めることにほかなりません。

中小企業の受注機会をうばう！

長期包括責任委託で業務を受注できる事業者は、大企業です。これまでの市内事業者が受注の機会を失い、コスト削減の御旗の下で、労働者の賃金引下げは必至となります。議会として、しっかりと陳情審査すべきです。